

平成28年3月31日

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究審査委員会業務標準手順書の一部を次のように改正する。

医薬品等臨床研究審査委員会委員長 田 崎 嘉 一

旭川医科大学病院 医薬品等臨床研究審査委員会業務標準手順書の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現 行
第1条～第5条 (略)	第1条～第5条 (略)
(委員長) 第6条 治験審査委員会に委員長を置き第4条第1項の委員のうち、 <u>病院長が指名する委員</u> をもって充てる。	(委員長) 第6条 治験審査委員会に委員長を置き、 <u>薬剤部長</u> をもって充てる。
2～3 (略)	2～3 (略)
第7条～第16条 (略)	第7条～第16条 (略)
【改定理由】 薬剤部長以外の者を委員長に指名できるようにするため。	